上の局部義歯

(6)



#### ◆厚労省2020年3月31日付 疑義解釈(その1)より抜粋◆

#### 〈初診料の注1〉

Q1 初診料の注1に規定する施設 基準で追加された院内研修につい て、どのような内容の研修を実施す べきか。

A 1 院内感染防止対策について は、標準予防策、医療機器の洗浄・ 消毒・滅菌、感染性廃棄物の処理等 が考えられるが、各保険医療機関の 実情に応じて、実施されたい。

Q2 初診料の注1に規定する施設 基準で追加された院内研修につい て、様式2の7「4 当該保険医療 機関における院内研修の実施状況」 の内容について、毎回の研修におい てすべて網羅していなければならな いのか。

A2 様式2の7「4 当該保険医 療機関における院内研修の実施状 況」の内容は例示であり、各保険医 療機関の実情に応じて、研修内容を 決定していただきたい。

Q3 初診料の注1に規定する施設 基準で追加された院内研修の講師は 管理者等が実施するものでよいか。

A3 そのとおり。

Q4 初診料の注1に規定する施設 基準で追加された院内研修につい て、医療関係団体等が主催する研修 (通信によるものを含む) に変えて も差し支えないか。

A4 差し支えない。

#### 〈歯科疾患管理料〉

Q5 歯科疾患管理料の「注1」に おいて「1回目の歯科疾患管理料 は、歯科疾患の管理が必要な患者に 対し、」として「継続的な」が削除 されたが、歯冠補綴物の脱離に対す る再装着を行い初診日で治療が完結 する等、継続的な管理を行わない場 合についても算定できるのか。

A 5 留意事項通知のとおり、「継 続的管理を必要とする歯科疾患を有 する患者(有床義歯に係る治療のみ を行う患者を除く)」が対象であ り、従前のとおり。

Q6 歯科疾患管理料の長期管理加 算について、歯科疾患管理料を算定 する月ごとに算定できるか。

A6 算定できる。

歯科疾患管理料の長期管理加 算について、初診日の属する月から 起算して6月を超えた時点から、必 要があって歯科疾患管理料による医 学管理を開始した場合に当該加算を 併せて算定できるか。

A7 算定できる。

## 〈小児口腔機能管理料、 口腔機能管理料〉

Q8 留意事項通知の「当該管理計 画に係る情報を文書により提供し、 提供した文書の写しを診療録に添付 する」について、同月に歯科疾患管 理料および文書提供加算を算定して いる場合であって、口腔機能管理を 含めた文書提供を行っている場合 に、要件を満たすものと見なして差 し支えないか。

A8 歯科疾患管理料の提供文書 に、口腔機能管理に係る必要な情報 が含まれる場合は差し支えない。

#### 〈歯科特定疾患療養管理料〉

Q9 歯科特定疾患療養管理料の対 象疾患として三叉神経ニューロパチ 一が追加されたが、精密触覚機能検 査を実施した患者が対象となるか。

A9 精密触覚機能検査等により歯 科医学的に三叉神経ニューロパチー と診断された患者が対象である。

Q10 歯科特定疾患療養管理料によ る管理を行っている患者であって、 口腔機能低下症または口腔機能発達 不全症が疑われるものに対して、診 断を目的として咀嚼能力検査、咬合 圧検査または舌圧検査を行った場合 に算定できるか。

A10 算定できる。

#### 〈歯周病検査〉

「歯肉の発赤・腫脹の状態お よび歯石の沈着の有無等により歯周 組織の状態の評価を行い、歯周基本 治療を開始して差し支えない」とあ るが、この場合において、歯周病検 査の費用は別に算定できるのか。

A11 算定できない。

Q12 「歯肉の発赤・腫脹の状態お よび歯石の沈着の有無等により歯周 組織の状態の評価を行い、歯周基本 治療を開始して差し支えない」とあ るが、この場合において、スケーリ ング・ルートプレーニングも対象と なるか。

A12 スケーリングに限る。ただし スケーリング終了後、歯周病検査を 実施した場合はその限りではない。

#### 〈小児口唇閉鎖力検査〉

Q13 「小児口唇閉鎖力検査とは、 口唇閉鎖力測定器を用いて、口唇閉 鎖力を測定する検査をいう」とある が、口唇閉鎖力測定器とは具体的に どのようなものが該当するのか。

A13 医療機器の一般的名称が「歯 科用口唇筋力固定装置」であって、 添付文書(または取扱説明書)の使 用目的上、口唇閉鎖力を測定する装 置であることが記載されている装置 が該当する。

#### 〈睡眠時歯科筋電図検査〉

Q14 「検査の実施に当たっては、 「筋電計による歯ぎしり検査の基本 的な考え方」(令和2年3月日本歯 科医学会)を遵守すること」とある が、当該検査の結果が経過観察に該 当する場合において、口腔内装置の 歯ぎしりに対する口腔内装置を製作 した際の費用は算定できるか。

A14 算定できない。

Q15 「夜間睡眠時の筋活動を定量 的に測定した場合に、一連につき1 回に限り算定する。」とあるが、一 連につきとはどのように取り扱うの か。

A15 当該検査にあたって、診断を 目的として必要に応じて複数回の検 査を実施する場合は一連として取り 扱う。

## 〈象牙質レジンコーティング〉

Q16 象牙質レジンコーティングに

#### 「歯科診療報酬2020年改定の要点と解説」正誤表 2020年4月6日現在 P24改定の要点 7 支台築造印象が4点 支台築造印象が2点 の (5) 義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能 義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能 P51新製有床義歯

検査(咀嚼機能)も、9歯以上の局部 検査(咀嚼機能)も、総義歯、9歯以

(昭和43年6月12日第三種郵便物認可)

ついて、歯冠修復物が脱離し、再装 着を行う場合に算定してよいか。

管理料 解説3

A16 生活歯歯冠形成を行った場合 に算定できるものであり、算定でき

Q17 象牙質レジンコーティングの 「注」に「当該補綴に係る補綴物の 歯冠形成から装着までの一連の行為 につき1回に限り算定する」とある が、いつ行えばよいのか。

A17 歯冠形成直後に行うのが望ま 1110

Q18 象牙質レジンコーティングの 留意事項に「歯科用シーリング・コ ーティング材を用いてコーティング 処置を行った場合に、1歯につき1 回に限り算定する」とあるが、具体 的にどのようなものが該当するの かっ

A18 医療機器の一般的名称が「歯 科用シーリング・コーティング材」 であって、添付文書(または取扱説 明書)の使用目的上、象牙細管の封 鎖が可能であることが記載されてい るものが該当する。

Q19 象牙質レジンコーティングに ついて、補綴物に対する歯冠形成か ら装着までの治療期間中に知覚過敏 処置を行い、後日同一歯に対して、 当該期間中に象牙質レジンコーティ ングを行った場合、算定できるか。 A19 算定できない。

# 〈歯周病重症化予防治療〉

Q20 歯周病重症化予防治療の留意 事項通知(6)について、「2回目 の歯周病検査の結果」とあるが、2 回目の歯周病検査終了後再スケーリ ングを行っていた場合であって、3 回目以降の再評価のための歯周病検 査を行い、歯周病重症化予防治療を 開始した場合は同様の取り扱いにな るのか。

A20 そのとおり。

**Q21** 留意事項通知(1) につい て、「歯周病検査の結果、歯周ポケ ットが4ミリメートル未満の患者」 とあるが、歯周病検査の「歯周基本 検査」または「歯周精密検査」を行 った患者が対象と考えてよいか。 A21 そのとおり。

#### 〈根管内異物除去〉

Q22 根管内異物除去の手術用顕微 鏡加算について、「なお、歯根の長 さの根尖側2分の1以内に達しない 残留異物を除去した場合は算定でき ない」とあるが、残留異物の一部が

歯根の長さの根尖側2分の1以内に 達している場合は算定できるか。 A22 算定できる。

#### 〈非経口摂取患者口腔粘膜処置〉

Q23 非経口摂取患者口腔粘膜処置 の留意事項(1)について、「口腔 の剥離上皮膜の除去を行った場合」 とあるが、具体的にどのような処置 を行った場合に算定できるのか。

A23 経管栄養等を必要とする患者 の剥離上皮膜(剥離した口腔粘膜上 皮と唾液、炎症性細胞や細菌の集積 からなるもの) の除去を行った場合 に算定できる。単なる日常的口腔清 掃のみ行った場合は算定できない。

Q24 留意事項(1) について、 「口腔の剥離上皮膜の除去を行った 場合」とあるが、当該処置を算定す る場合の診療報酬明細書の「傷病名 部位」欄の傷病名は「口腔剥離上皮 膜」と記載するのか。

A24 そのとおり。

### 〈広範囲顎骨支持型装置埋入手術〉

Q25 新設された「6歯以上の先天 性部分無歯症又は3歯以上の前歯永 久歯萌出不全(埋伏歯開窓術を必要 とするものに限る)」について、歯 科矯正に係る保険診療を行った患者 が対象となるのか。

A25 そのとおり。

#### 填〉 〈充

Q26 充填の留意事項通知(8)に ついて、ファイバーポストを用いた 場合、特定保険医療材料料は別に算 定できるか。

A26 算定できる。なお、ファイバ ーポストの特定保険医療材料料は1 歯あたり1本に限り算定できる。

#### 〈特定保険医療材料〉

Q27 特定保険医療材料の機能区分 の見直しにおいて、「CAD/CAM冠 用材料(Ⅱ)を大臼歯に使用した場 合は、製品に付属している使用した 材料の名称およびロット番号等を記 載した文書(シール等)を保存して 管理すること(診療録に貼付する 等)。」とされたところ、既に流通し ている従前のCAD/CAM冠用材料 (Ⅱ)のロット番号等を記載した文 書(シール等)を、CAD/CAM冠用 材料(Ⅲ)のものとして扱ってよい

A27 差し支えない。



兵庫県保険医協会トップページの右側「診療報酬 ・介護報酬改定特集」のバナーをクリック!

URL: http://www.hhk.jp/kaitei2018/

兵庫県保険医協会

検索

料など最新情報を随時掲載しています 改定に関連する厚労省資料、疑義解釈